

許可番号 03220077483

産業廃棄物処分業許可証

住所 江津市松川町下河戸180番地2
名称 播磨屋林業株式会社
代表取締役 尾前 豊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 平成28年6月21日

許可の有効期限 令和3年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分 破碎(移動式) 以下余白

産業廃棄物の種類
木くず 以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成13年6月21日新規許可
- (2)平成28年6月14日更新許可
- (3)水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政令改正に伴い平成30年3月9日書換え交付
- (4)住所の変更により令和2年2月4日書換え交付

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 - 無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設 1

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県内全域
- ・設置位置：江津市桜江町八戸184番、185番1（基地破碎）及び島根県内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成13年1月26日
- ・処理能力：70t/時間、8時間稼働、560t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成14年2月6日 廃第31号の23（届出受理）

(2) 破碎施設 2

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県内全域
- ・設置位置：江津市桜江町八戸184番、185番1（基地破碎）及び島根県内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成23年2月3日
- ・処理能力：12.39t/時間、8時間稼働、99.13t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成23年1月24日 廃第28号の6

以下余白

